

# 組合の権利ニュース

発行：2021年2月4日 東海地区私立大学教職員組合連合 **第110号**

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3、401 TEL052-883-6969 FAX052-883-6968

E-mail : [hi02-put@roren.net](mailto:hi02-put@roren.net)

<http://www.roren.net/shidai/>

## 中京大事件 2月3日控訴審期日 和解成立 祝 羅教授原職復帰！

東海私大教連組合員の皆さん、吉報です。中京大事件（地位確認等請求事件、賞与等返還等請求事件）ですが、2月3日控訴審期日にて、和解が成立しました。

以下に、和解成立直後に羅教授から投稿していただいた支援者へのお礼文を掲載します。

### 支援者の皆様へ

今日、素晴らしい和解が成立し言葉では言い表せないほど嬉しいです。今回の和解は皆様との連帯の賜物と心より感謝致しております。コロナが沈静化したら、今日の喜びを皆様と分かち合いたいと願います。まずは失礼ながら書面してとりあえず御礼を申し上げます。

2021年2月3日 羅一慶



【2021年2月3日 和解成立直後の高裁前、羅教授、中京大組合員、弁護団】

「組合の権利ニュース」第109号の続報です。1月14日の控訴審進行協議は電話会議で行われ、羅教授を復帰させる方向で和解協議を行うことが確認されました。その後、1月26日に学園側に新たな代理人が就き、電話会議予定が変更され、2月3日名古屋高裁にて控訴審期日が行われました。そして、羅教授を復帰させる内容で和解が成立しました。

# 労働事件・判決では勝ち取れない原職復帰の素晴らしさ 羅教授は総合政策学部で研究・教育に尽力

2020年10月26日名古屋地裁判決の主文1は、次の通りです。

中京大事件 名古屋地裁判決書 主文

1. 原告羅が、被告学園に対し、被告学園が設置する中京大学の教授としての労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。

日本の判例によれば、労働者は原則として就労請求権をもたないとされています。羅教授の原職復帰は、教職員組合運動にとってとても大きな意義があります。単組、東海私大教連、弁護団は、これまでも「大学教員の教育・研究は権利性を有する」という仮処分決定と判決を勝ち取ってきました（鈴鹿医療科学大学事件、名古屋女子大学事件）。

羅教授の所属は総合政策学部となりました。中京大学の学内で、羅教授に出会う機会が多くなります。羅教授は、これから中京大学総合政策学部教授として研究・教員に尽力されます。

その他の和解内容については、後日、皆様にお知らせします。

## 後日報告会予定 中京大単組・私大教連は羅教授を今後も援助

羅教授の教え子、ゼミ生、中京大関係者、支援者の笑顔が想像できます。

中京大学教職員組合と東海私大教連は、羅教授が教育・研究を取り戻し、生き甲斐である学生教育に尽力できるよう、これからも援助します。

後日、「報告会」を開催します。日程、開催方式等については、近日中にご案内します。

中京大学事件弁護団は、5名（小島弁護士、森弁護士、水谷弁護士、安井弁護士、廣田弁護士）で構成されています。強力な弁護団です。

## 羅教授は2月15日単組代表者会議にて報告予定 お祝いを！

2月15日（月）開催の第123回単組代表者会議（Web）には、羅教授が出席します。この場でも、羅教授よりお礼が述べられます。参加者全員で祝いましょう。

## コロナ禍で職場が変？ 事前労働相談と組織対応を

政府の緊急事態宣言が発出され、様々な活動が制約されています。「大学改革」に追われ、多忙な大学職場で更に余裕がなくなり、職場がギスギスしているのではないのでしょうか。これは組合活動にも支障を来しています。このような状況の中、東海私大教連には、続々と労働相談（下記参照）が寄せられています。権利侵害にいたる前に、東海私大教連と事前に相談し、単組で組織対応することを呼びかけます。

- ①雇止め・解雇等労働契約終了にかかわるもの
- ②人格権侵害やいじめ・嫌がらせ
- ③仕事上のミス等の職場内トラブル
- ④派遣を含む人事配置、配置転換
- ⑤懲戒処分
- ⑥テレワーク、在宅勤務
- ⑦コロナ感染予防対策
- ⑧有期雇用教職員の契約変更
- ⑨副業・兼業
- ⑩残業・長時間労働
- ⑪Web 労使交渉
- ⑫コロナ切り？ その他多数